

## 福祉有償運送法人の募集

福祉有償運送法人を募集します。登録希望の事業所の方は、市担当窓口にご相談のうえ、必要書類を提出してください。

□提出期限 平成31年4月26日（金）まで

□お問合せ TEL 0736-77-0980 FAX 0736-79-3926

### 制度の概要 「福祉有償運送とは」

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人、医療法人、商工会、その他公益法人が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

このような福祉有償運送を行なうには、道路運送法による「登録」が必要です。これまで、道路運送法第80条の例外許可として通達（ガイドライン）に基づいて運用されていましたが、平成18年10月1日に道路運送法が改正され、法第78条第2項に規定する「自家有償運送」の一類型として法律に基づく制度となりました。

### 申請要件

#### <運送の実施主体>

- ①NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人等を含む非営利法人が移送サービスを実施する場合  
※ 個人の方は、申請できません
- ②福祉有償運送が法人の目的の範囲内であること。（理事会等で承認され、法人の定款等に事業を行うことが記載されていること）

#### <運送の対象>

介護保険の要介護者・要支援者、身体障害者、及びその他単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であってあらかじめ会員登録した者

#### <運送の区域>

運送の区域は、運営協議会の調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内（紀の川市）であること

#### <使用できる自動車の種類>

乗車定員11人未満の家用自動車（軽自動車を含む）で、特殊な設備や装置を設けた福祉車両又はセダン型車両を使用する場合

※ セダン型車両の使用については、運営協議会における協議が調うことが必要

<運転者の要件>

以下のいずれかの方が運転者となることができます。

- 普通第二種免許を受けており、その効力が停止されていない
- 普通第一種免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されておらず、国土交通大臣が認定する講習を修了している

<損害賠償措置>

対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険（搭乗者傷害を含む）等に加入

<運送の対価>

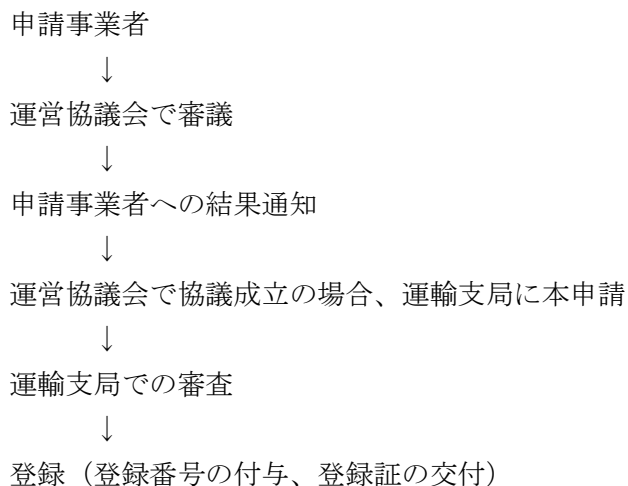
タクシー運賃の概ね2分の1以下を目安として定められた運送サービスの提供に要する費用

<運送の対価以外の対価>

実費の範囲内で定められた運送サービスに付随する役務の提供等に要する費用

※その他詳細については[福祉有償運送ガイドライン](#)をご覧ください。

**登録申請の流れ**



## 申請書類

番号	必要書類	様式番号	協議会	本申請
1	自家用自動車有償運送許可申請書	様式第1号	○	
2	自家用有償旅客運送の登録の申請	様式第2号	○	○
3	定款又は寄付行為及び登録事項証明証並びに役員の名簿		○	○
4	宣誓書（法第79条の4第1～4号までのいずれかにも該当しない旨を証明する書類）	様式第3号	○	○
5	法第51条の7に規定する運営委員会におけるの合意を証する書類	様式第4号		○
6	自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類		○	○
7	運行者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第5号	○	○
8	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第6号	○	○
9	運行管理の体制を記載した書類	様式第7号	○	○
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	様式第8号	○	○
11	運送しようとする旅客の名簿	様式第9号	○	○
12	利用運賃及び料金一覧	様式第10号	○	○
13	誓約書	様式第11号	○	

※6に定める「自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類」とは、当該自動車の車検の写し及び自動車の使用者と申請者の間で締結された契約書の写し又は使用承諾書の写しとする。